

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和6年1月から同年2月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月26日

山形県監査委員	奥	山	誠	治
山形県監査委員	高	橋	啓	介
山形県監査委員	松	田	義	彦
山形県監査委員	海	老	名	信

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関56箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
工業技術センター置賜試験場	令和6年1月10日	奥山委員	松田委員
寒河江工業高等学校	令和6年1月10日	奥山委員	松田委員
村山産業高等学校	令和6年1月10日	奥山委員	松田委員
新庄神室産業高等学校	令和6年1月10日	奥山委員	松田委員
荒砥高等学校	令和6年1月10日	奥山委員	松田委員
楯岡特別支援学校	令和6年1月10日	奥山委員	松田委員
尾花沢警察署	令和6年1月10日	奥山委員	松田委員
新庄警察署	令和6年1月10日	奥山委員	松田委員
内水面水産研究所	令和6年1月10日	高橋委員	海老名委員
神室少年自然の家	令和6年1月10日	高橋委員	海老名委員
上山明新館高等学校	令和6年1月10日	高橋委員	海老名委員
北村山高等学校	令和6年1月10日	高橋委員	海老名委員
置賜農業高等学校	令和6年1月10日	高橋委員	海老名委員
米沢養護学校	令和6年1月10日	高橋委員	海老名委員
村山警察署	令和6年1月10日	高橋委員	海老名委員
米沢警察署	令和6年1月10日	高橋委員	海老名委員
福祉相談センター	令和6年1月11日	奥山委員	松田委員
こども医療療育センター	令和6年1月11日	奥山委員	松田委員

産業技術短期大学校	令和6年1月11日	高橋委員	海老名委員
農業総合研究センター	令和6年1月11日	高橋委員	海老名委員
病虫害防除所	令和6年1月11日	高橋委員	海老名委員
精神保健福祉センター	令和6年1月19日	奥山委員	松田委員
高度技術研究開発センター	令和6年1月19日	奥山委員	松田委員
産業技術短期大学校庄内校	令和6年1月19日	奥山委員	松田委員
森林研究研修センター	令和6年1月19日	奥山委員	松田委員
図書館	令和6年1月19日	奥山委員	松田委員
教育センター	令和6年1月19日	奥山委員	松田委員
寒河江高等学校	令和6年1月19日	奥山委員	松田委員
衛生研究所	令和6年1月19日	高橋委員	海老名委員
金峰少年自然の家	令和6年1月19日	高橋委員	海老名委員
東桜学館中学校	令和6年1月19日	高橋委員	海老名委員
東桜学館高等学校	令和6年1月19日	高橋委員	海老名委員
山形盲学校	令和6年1月19日	高橋委員	海老名委員
工業技術センター	令和6年1月24日	奥山委員	松田委員
米沢東高等学校	令和6年1月24日	奥山委員	松田委員
高畠高等学校	令和6年1月24日	高橋委員	海老名委員
長井工業高等学校	令和6年1月24日	高橋委員	海老名委員
山形東高等学校	令和6年1月31日	松田委員	—
山形空港事務所	令和6年2月7日	奥山委員	松田委員
山形工業高等学校	令和6年2月7日	奥山委員	松田委員
村山特別支援学校	令和6年2月7日	奥山委員	松田委員
職員育成センター	令和6年2月7日	高橋委員	海老名委員
天童警察署	令和6年2月7日	高橋委員	海老名委員
山形職業能力開発専門校	令和6年2月8日	松田委員	—
村山教育事務所	令和6年2月8日	松田委員	—
山形豊学校	令和6年2月8日	松田委員	—
朝日少年自然の家	令和6年2月8日	海老名委員	—
山形養護学校	令和6年2月8日	海老名委員	—
山形警察署	令和6年2月8日	海老名委員	—
山形南高等学校	令和6年2月27日	奥山委員	松田委員
山辺高等学校	令和6年2月27日	奥山委員	松田委員
谷地高等学校	令和6年2月27日	奥山委員	松田委員
朝日学園	令和6年2月27日	高橋委員	海老名委員
青年の家	令和6年2月27日	高橋委員	海老名委員
山形中央高等学校	令和6年2月27日	高橋委員	海老名委員
左沢高等学校	令和6年2月27日	高橋委員	海老名委員

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査

の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 北村山高等学校

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

前年度会計の監査で指摘、注意された事項について、同様の遅延が繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないもの

a 支払期限から3箇月を超えて支払をしていないもの 1件

新聞購読料 令和4年10月分から12月分まで

請求書受理日 令和5年1月11日

支払期限 令和5年1月25日

支払日 令和5年5月30日

支出額 22,200円

b 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から4箇月を超えてしていないもの 1件

新聞購読料 令和4年10月分から12月分まで

検査日 令和4年12月31日

請求書受理日 令和5年5月22日

支払日 令和5年5月29日

支出額 30,900円

ロ 農業総合研究センター

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

支払期限から3箇月を超えて支払をしていないもの 1件

一般需用費（試験研究用資材（コーキングガンほか）の購入）

請求日 令和4年9月8日

支払期限 令和4年9月22日

支払日 令和5年1月6日

支出額 2,722円

ハ 高度技術研究開発センター

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

a 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から4箇月を超えてしていないもの 1件

A重油（令和5年7月分）

検査日 令和5年7月3日

請求書受理日 令和5年12月21日

支払日 令和6年1月16日

支出額 871,200円

b 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2

箇月を超えてしていないもの 1件

A重油（令和5年10月分）

検査日 令和5年10月4日
請求書受理日 令和5年12月21日
支払日 令和6年1月16日
支出額 904,200円

ニ 工業技術センター

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

a 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から4箇月を超えてしていないもの 5件 合計 1,765,362円

主な事例は以下のとおり

灯油（令和5年7月分）

検査日 令和5年7月26日
請求書受理日 令和5年12月21日
支払日 令和6年1月16日
支出額 527,340円

b 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないもの 4件 合計 631,154円

主な事例は以下のとおり

灯油（令和5年10月分）

検査日 令和5年10月16日
請求書受理日 令和5年12月21日
支払日 令和6年1月16日
支出額 31,416円

ホ 米沢東高等学校

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

3年連続で諸手当の支給誤りが発生するなど、内部けん制が的確に機能していないもの

a 勤勉手当について、期間率の算定誤りにより返納を要するもの 1件

令和5年6月支給分

既支給額（100分の80） 337,385円
正支給額（100分の70） 295,212円
要返納額 42,173円

b 通勤手当について、育児休業から復職しているにもかかわらず支給していないため追給を要するもの 1件

令和5年6月から令和5年11月支給分

既支給額 0円
正支給額 15,000円
要支給額 15,000円

へ 山形東高等学校

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

奨学のための給付金の支払について、申請書の受付から4箇月を超えてしていないもの 17件
主な事例は以下のとおり

申請書受付日 令和5年7月10日
支払日 令和5年11月29日

ト 職員育成センター

(イ) 随意契約の要件に該当しないもの

(内容)

競争入札に付すべきところ、随意契約を行っているもの 1件

木質ペレットの購入(単価契約)

予定価格 1,650,000円

契約年月日 令和5年6月5日

チ 村山教育事務所

(イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

支出事務が適切でないもの

正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの

2箇月超 35件

3箇月超 18件

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収入

(イ) 調定額を誤った1万円以上のもの(置賜農業高等学校)

(ロ) 納入の通知が通知すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの(こども医療療育センター、新庄警察署)

ロ 支出

(イ) 支出額を誤ったもので1万円以上のもの(山形警察署)

(ロ) 正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの(左沢高等学校)

(ハ) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの(山辺高等学校、村山警察署)

(ニ) 支払先を誤って支出したことにより、正しい債権者への支払が支払期限内に行われなかったもの(農業総合研究センター)

(ホ) 奨学のための給付金の支払について、申請書の受付から3箇月を超えてしていないもの(山形工業高等学校)

ハ 契約

(イ) 業務委託契約書の契約金額を総額により伺っているにもかかわらず、単価により算出する契約書としているもの(寒河江高等学校)

(ロ) 長期継続契約に係る契約金額について、誤った金額で契約書に記載しているもの(東桜学館高等学校)

(ハ) 年度毎業務完了報告書の提出を受けておらず、債務の履行確認が不十分なもの(職員育成センター)

(二) 建設工事請負契約において、30パーセントを超える増額変更を行っているにもかかわらず、契約保証金額の変更手続が行われていないもの（山形東高等学校）